

## 住宅の応急修理制度の提出書類について

### 【提出書類】

- 応急修理申込書（※申請者の氏名は、「り災証明書」の世帯主となります）
- 資力に関する申出書
- 住宅の被害状況に関する申出書
- 修理見積書
- 業者からの見積書の写し
- 修理前の被害状況が分かる写真
- り災証明書（写し）

- 【制度概要】※制度の詳細は【石川県】住宅の応急修理実施要領を確認してください。
- 被災した住宅の日常生活に必要最小限度の部分を応急的に修理する制度です。
  - 応急修理制度は、住民が業者を選定し、住民からの申し込みに基づき町が業者に依頼し、実施するものです。
  - 応急修理制度の申請後、業者から町へ提出いただく書類がありますので、事前に業者に制度を利用する旨を連絡してください。

### 【修理対象箇所】

- 屋根・壁・床・ドアなどの開口部・トイレ・上下水道配管など日常生活に不可欠な部分
- ※リフォーム工事、設備のグレードアップ、設備の新設、外構工事、軽微な修繕工事（クロスの張替口置、ふすま、障子のみの張替えなど）は原則対象外です。
- ※グレードアップ例：給湯器の取替に伴う性能向上、タイルの風呂→ユニットバス
- ※外壁や屋根工事においてもグレードアップ工事は対象外となります。

### 【注意事項】

- ※納屋、車庫、店舗、事務所などの非住家や空き家は対象となりません。
- ※修理費用を町が業者に直接支払う制度です。修理費用を業者に支払済のものは対象になりません。
- ※被災箇所の修理前、修理中、修理完了が分かる写真が必要となります。（写真がない場合、補助の対象とならない場合があります。）